

宅地建物取引業者様へ新たなビジネスチャンスのご紹介

協力事業者 募集中

登録無料

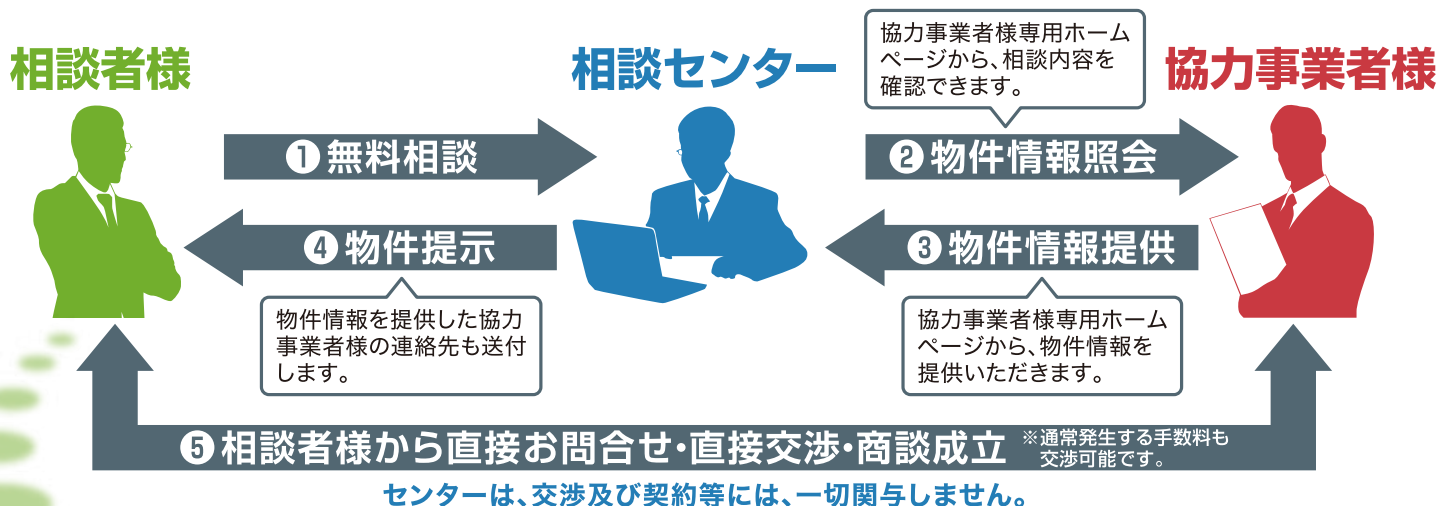
年会費無料

東京都産業労働局は、東京都内で起業・創業、立地を希望する方へ都内の事業用物件を紹介する「東京都企業立地相談センター」を運営しています。

センターを通じ、相談者様が求める事業用物件情報を一斉照会!!

相談者様の希望する条件にマッチする物件情報を当センターにご提供いただきますと、センターから相談者様へ協力事業者様の連絡先をお伝えします。その後、相談者様から協力事業者様へ直接連絡が入りますので、物件、手数料について交渉・契約をしていただけます。

【 協力事業者様と連携して相談者様へ民間物件を紹介するイメージ 】



物件を探されている方の相談例

- ・ 機械製造工場 (60坪) の移転先を多摩エリアで探しています。
- ・ 事務所 (20坪) を江東区、品川区の駅徒歩15分以内で探しています。
- ・ 空き店舗 (40坪) を乗降者数が10万人を超えている駅で探しています。
- ・ 食品卸事業者が、冷凍付き倉庫 (80坪) を板橋区内で探しています。
- ・ 化学薬品工場建設用地 (800坪) を多摩エリアで探しています。

お問い合わせ先

東京都企業立地相談センター

所在地 / 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9F

営業時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

TEL 03-6214-4388 FAX 03-6214-4379

詳細はWEBで <https://ilsc.tokyo> 東京都立地相談

東京都企業立地相談センターは東京都からの委託を受けて株式会社URリンクエージが運営しています。

協力事業者の登録方法

協力事業者の登録資格

- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有していること
 - 下記のいずれかの団体に所属していること
 - ・ 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
 - ・ 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部
 - ・ 一般社団法人 不動産流通経営協会
 - 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
- ※事前にご同意いただく事項
- ・ 相談者との立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為について当センターは責任を負わないこと。
 - ・ 当センターから得た情報を事前に相談者、センターの承諾なく第三者に開示又は漏えいしないこと。

協力事業者への登録受付方法

登録はホームページから

東京都企業立地



<https://ilsc.tokyo/index.html>

QRコードからの登録も可能です。



会員になっている協会、
宅建免許番号の入力が必要です。

担当者が複数いる場合は、
担当者ごとに登録も可能です。

協力事業者への登録申込シート

メールアドレス宛てに確認メールが届きますので、無くさないように保管してください。(メール記載のログインID、パスワードが登録後必要になります)

TOPページ



宅建事業者様向け専用ページ



登録受付から 物件情報提供の流れ

センターより登録されたメールアドレス宛に登録受付完了メールを送信します。

センターから各団体に対し、所属の有無を確認させていただきます。(原則5営業日以内) 確認後、協力事業者登録が完了します。 ※登録完了の連絡は行いません。

登録受付完了メール記載のログインID、パスワードにより協力事業者様専用ホームページにログインできます。新着情報は、センターよりEメール又はFAXでご連絡いたします。

興味があった案件は、専用ホームページで詳細を確認。WEBから物件情報の提供が可能です。

協力事業者様専用ホームページイメージ

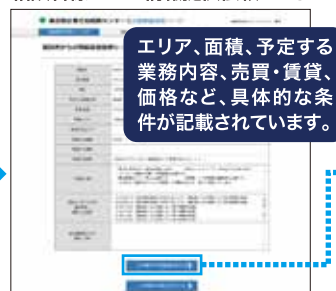
協力事業者にご登録後、センターより協力事業者様専用ホームページログイン用のID、パスワードを発行いたします。

- ・ 相談者様が希望している物件情報の内容を閲覧可能
- ・ ホームページから物件情報を提供
- ・ センターに相談があった案件の進捗状況も閲覧可能

協力事業者様専用TOPページ



相談者様からの情報提供依頼シート



協力事業者様からの情報提供シート